

高齢者の

安全運転装置

(急発進抑制装置・ドライブレコーダー)

の購入を支援します

○対象となる方

- ◆ 県内にお住まいの^(※)満65歳以上の高齢者の方、その方の親族、その方と同居する方
※令和8年度内に65歳に達する方を含みます。

○対象となる自動車

※ 以下全てに該当するもの

- ◆ 福井県内に居住する高齢者が使用する自動車 ◆ 自家用に供する自動車
- ◆ 自動車検査証上の使用者の住所が、高齢者の運転免許証記載の住所と同一である自動車

○補助対象となる装置

令和8年4月21日から令和9年2月28日まで
に**県内の販売・設置業者**^(※1)において、次の
①または②の装置（両方も可）を**購入・設置**
した場合（設置した車が安全運転サポート車の場合は
対象外となります）

①②

それぞれ

(※3)

10,000円

を補助します。

①後付け急発進抑制装置 ^(※2)

国土交通省の性能認定を受けたもの
で、製造販売元業者等が販売および設
置を認めている取扱い事業者で購入お
よび設置したもの。



②車線逸脱警告機能 および追突防止機能付き ドライブレコーダー



※1 申請者自らが経営するものを除きます。

※2 ①について、国土交通省の性能認定を受けた後付け急発進抑制装置を購入・設置できる事業者および車両は限られています。必ず、事前に事業者にお問い合わせください。また、事業者や商品によっては、購入と設置を同一店舗で行うことが求められる商品がございますのでご注意ください。

※3 補助対象経費の下限（①20,000円、②20,000円）を下回った場合、補助対象外となります。

申請書等の提出先・お問合せ先

郵送・電子申請で申請を受け付けます

県HPへ

福井県防災安全部県民安全課（〒910-8580 福井市大手3丁目17-1）

受付時間：平日8:30～17:15（年末年始・祝日を除く）

☎ 0776-20-0745

✉ kenan@pref.fukui.lg.jp

交通事故防止対策事業補助金

検索



補助金の申請から交付までの流れ

(1) 安全運転装置(※1)を購入・設置します

- ※1 令和8年4月21日から令和9年2月28日までに県内の販売・設置業者(申請者自らが経営するものを除く)で購入・設置した安全運転装置が対象です。(設置した車が安全運転サポート車の場合は対象外となります)

(2) 交付申請書を福井県に提出してください(※2、3、4)

必要な書類

【高齢者本人による申請の場合】

- | | |
|----------------------|------------------------------------------------|
| ① 交付申請書 | ② 安全運転装置の購入・設置にかかる領収書
(価格、日付、品名、店名の記載があるもの) |
| ③ 安全運転装置設置証明書【事業者記載】 | ⑤ 自動車検査証の写し |
| ④ 県税の納税状況の確認について | ⑦ 運転免許証の写し
(住所変更がある場合は裏面) |
| ⑥ 限定運転宣言書の写し(両面) | |

【同居する方または親族から申請の場合、以下の書類が追加で必要です】

- 親族関係を示す戸籍謄本の写し
- 同居していることを示すもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

- ※2 申請書の受付期間は、令和8年4月21日～令和9年3月5日(必着)です。
- ※3 郵送、電子申請で提出できます。郵送方法については任意ですが、県に郵便物が届かない場合は、県では責任を負いかねますのでご了承ください。また、郵送事故等による書類紛失を防止するため、簡易書留等、配達記録が残る郵送方法を推奨します。
- ※4 電子申請の場合には、県の電子申請システムもしくは当補助金のHP(表面参照)に掲載しておりますURLから申請できます。

(3) 「補助金交付決定兼額の確定通知書」が県から届きます

(2)の申請書をご提出いただいてから約1～2か月後

(4) 補助金が、申請書に記載した口座に振り込まれます

(3)の通知書をお送りしてから約1か月後

※ 年度途中で申請総額が予算額に達した場合、申請書の受付を終了しますのでご注意ください。

補助対象装置は1年以上所有する必要があります。

補助金を受けて取得したものは、装置の設置の日から1年以内に譲渡・転売等した場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。